

決議 JAXA 法・原子力基本法改定に抗議し、科学・技術の国家統制を行わないよう求める

現在開会中の国会において、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（JAXA 法）および原子力基本法が改定された。

JAXA 法については、宇宙開発を「平和の目的に限り」（同法第 4 条）とする規定が削除され、「宇宙基本法第 2 条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり」に改められた。この改定は、これまで平和目的に限定した研究開発体制で優れた成果をあげてきた JAXA を、宇宙基本法の規定に基づき政府が軍事研究に動員できるようにする、重大な転換をなすものである。

原子力基本法については、民主・自民・公明各党の議員立法による原子力規制委員会設置法案の附則として提案され、原子力の研究、開発及び利用にかんして、「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、（中略）並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」との条項が付け加えられた。これは、平和目的と称すれば日本が軍事を含む安全保障に資する核開発を行うことを可能とする法改定であり、平和憲法をもつ被爆国たる日本にとって極めて重大な決定である。また、「確立された国際的な基準」との規定は、被爆者認定や原子力災害で注目されている内部被曝・低線量被曝への対処を、政府が国際基準確立まで棚上げにする懸念を抱かせるものである。

今回の法改定に当たり、当事者たる JAXA 職員をはじめとする当該分野の研究者・技術者、広範な分野の科学者、国民による議論の機会も、それが反映される機会もなかったし、国際社会への説明責任も果たされなかった。今後は、JAXA の活動や原子力分野において、安全保障・軍事面からの研究開発の国家統制、GSOMIA(軍事情報包括保護協定)などによる情報統制がより広範に適用され、非核三原則、平和主義、「民主・自主・公開」原則が脅かされることが強く懸念される。

国策により推進され、十分な公開によるチェックもなされない研究開発の危険性を、私たちはフクシマの原子力災害により身をもって体験した。ところが、今回の法改定は宇宙・原子力分野の開発・研究体制を、新たな「ムラ」形成に向かわせるものでもある。

日本科学者会議は、科学者の社会的責任を自覚し、科学の自主的・民主的発展、科学者の権利擁護、研究組織・体制の民主化、学問研究と思想の自由の擁護、科学の反社会的利用への反対、人類の進歩への貢献を掲げて活動してきた。今回の法改定は、これらの理念に真っ向から対立し、日本国憲法に反する内容であり、容認できない。政府が科学・技術の国家統制を行うことをやめ、国会が憲法の平和原則に反する今回の改定条項を速やかに廃止するよう、強く求める。

2012 年 7 月 1 日

日本科学者会議常任幹事会